

## 【小規模企業共済制度について】



いつもニュースレターをご覧いただきありがとうございます。税理士の細谷です。今年も残り3ヶ月となりました。個人の今年の節税で今からでも間に合うものがあります。その節税とは「**小規模企業共済制度**」です。今回はこちらをご紹介しますので、今年から所得税・住民税を少しでも減らしたい！とお考えの方は是非ご検討下さい。

### 1. 制度の概要

この制度は、個人事業主(事業所得・不動産所得)の方や中小企業の役員の方がご自身の退職金(共済金)をご自身で積み立てる制度です。特に個人事業主の方は自分で自分に退職金を支払うことができないため、この制度を活用しないと退職金を受け取ることができません。

### 2. 加入資格

加入できる主な方は、次のいずれかに該当する小規模企業者です。

- ① 建設業、製造業、運輸業、サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- ② 商業(卸売業・小売業)、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- ③ 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- ④ その他

※上記に該当しても加入できないパターンがありますので、個別に御確認下さい。

### 3. 税務上の取扱い

#### ① 支払う掛金

月1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選択できます(加入後の変更も自由です)。そして**支払った金額は全額が支払った年の所得控除(小規模企業共済等掛金控除)**として控除されます。生命保険料控除と同様に年末調整で受けられます。前納することもできるため、前倒しで支払うこともできます。

#### ② 廃業等で受け取る共済金

個人事業主の方が廃業したり、役員の方が退任すると積み立てていた掛金を共済金として受け取ることができます。**一括で受け取ると退職所得、分割で受け取ると公的年金等の雑所得として課税されます。**退職所得の場合は加入期間が勤続年数となるため、税負担が軽くなります。

(例)加入期間25年 掛金月7万円の個人事業者が廃業した場合

共済金 2,534万円(HPにて試算)

退職所得控除額  $40万円 \times 20年 + 70万円 \times (25年 - 20年) = 1,150万円$

課税所得の金額  $(2,534万円 - 1,150万円) \times 1/2 = 692万円$

所得税  $(692万円 \times 20\% - 427.5千円) \times 1.021 = 976千円$

住民税  $692万円 \times 10\% = 692千円$

**税金合計 1,668千円** なのでこちらの例では共済金に対して6.6%しか課税されません。

※廃業や退任であれば支払った掛金以上の金額で共済金を受け取れます。しかし、単に止めたいといった任意解約の場合は掛金を下回る場合があるので、ご注意下さい。

**つまり、掛金を支払う時は超過累進税率の高い税率において所得控除を受けるのに対し、廃業等で受け取る共済金に課される税金は退職所得であれば上記のような低い税率で課税されることになるため、結果として節税になります。**

この制度は現役時代に節税しつつ老後の資金を貯めることになるので将来も安心ではないでしょうか！

加入や前納の手続きには、一定の時間が必要となりますので、余裕をもってご検討下さい。加入資格の確認や制度の詳細につきましては、弊社担当者までお気軽にお問い合わせ下さい。

(税務第三部 / 税理士 細谷 俊之)